

条例の改正に伴う旧・新対照表

- 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 1
- 舞鶴市国民健康保険条例 7
- 舞鶴市保育所条例 9
- 舞鶴市認定こども園条例 10
- 舞鶴市保育所及び認定こども園使用条例 11

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例旧新対照表

旧		新	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
執行機 関	事務	執行機 関	事務
1 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	身体障害者(身体障害児を含む。以下同じ。)に対する障害に伴う身体機能の低下を補うための医療に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	身体障害者(身体障害児を含む。以下同じ。)に対する障害に伴う身体機能の低下を補うための医療に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		5 市長	身体障害者若しくは精神障害者に対する障害福祉サービス、自立支援医療若しくは補装具の購入若しくは修理に係るサービスに要する経費の助成又は施設入所の知的障害者に対する医療に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)	
執行機 関	事務	執行機 関	事務
1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であ	1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であ
	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの		生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの

旧			新		
	て規則で定めるもの			て規則で定めるもの	
5 市長	生活保護法の規定に準じ舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)その他の市税に関する法律 て行う生活に困窮する外28号)その他の市税に関する法律 国人に対する保護の決定等の規定により算定した税額若し 及び実施、就労自立給付くはその算定の基礎となる事項に 金若しくは <u>進学準備給付</u> に関する情報(以下「市税関係情報」 <u>金</u> の支給、被保護者健康という。)、国民健康保険法(昭和 管理支援事業の実施、保33年法律第192号)若しくは高齢者 護に要する費用の返還又の医療の確保に関する法律(昭和 は徴収金の徴収に関する57年法律第80号)による医療に関 事務であって規則で定めする給付の支給若しくは保険料の るもの徴収に関する情報、児童扶養手当 法(昭和36年法律第238号)による 児童扶養手当の支給に関する情報 (以下「児童扶養手当関係情報」と いう。)、母子及び父子並びに寡婦 福祉法(昭和39年法律第129号)に よる給付金、特別児童扶養手当等 の支給に関する法律(昭和39年法 律第134号)による障害児福祉手当 若しくは特別障害者手当若しくは 国民年金法等の一部を改正する法 律(昭和60年法律第34号)附則第97 条第1項の福祉手当の支給に関す る情報、母子保健法(昭和40年法律 第141号)による養育医療の給付若 しくは養育医療に要する費用の支 給に関する情報、児童手当法(昭和	5 市長	生活保護法の規定に準じ舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)その他の市税に関する法律 て行う生活に困窮する外28号)その他の市税に関する法律 国人に対する保護の決定等の規定により算定した税額若し 及び実施、就労自立給付くはその算定の基礎となる事項に 金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実 施、保護に要する費用の医療の確保に関する法律(昭和 返還又は徴収金の徴収に57年法律第80号)による医療に関 関する事務であって規則する給付の支給若しくは保険料の で定めるもの徴収に関する情報、児童扶養手当 法(昭和36年法律第238号)による 児童扶養手当の支給に関する情報 (以下「児童扶養手当関係情報」と いう。)、母子及び父子並びに寡婦 福祉法(昭和39年法律第129号)に よる給付金、特別児童扶養手当等 の支給に関する法律(昭和39年法 律第134号)による障害児福祉手当 若しくは特別障害者手当若しくは 国民年金法等の一部を改正する法 律(昭和60年法律第34号)附則第97 条第1項の福祉手当の支給に関す る情報、母子保健法(昭和40年法律 第141号)による養育医療の給付若 しくは養育医療に要する費用の支 給に関する情報、児童手当法(昭和		

旧			新		
		46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの			46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	舞鶴市市税条例による市民税の課税に関する事務であって規則で定めるものの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	6 市長	舞鶴市市税条例による市民税の課税に関する事務であって規則で定めるものの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

旧			新				
19	市長	身体障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	の				
		生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、市税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	19	市長	身体障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、市税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	
20	市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの			20	市長	身体障害者若しくは精神障害者に対する障害福祉サービス、自立支援医療若しくは補装具の購入若しくは修理に係るサービスに要する経費の助成又は施設入所の知的障害者に対する医療に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
			21	市長			子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
別表第3(第5条関係)					別表第3(第5条関係)		
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報

旧				新			
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの	1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの	2 市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定め	市長	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、市税関係情報、舞鶴市国民健康保険条例(昭和34年条例第4号)による保険	3 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定め	市長	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、市税関係情報、舞鶴市国民健康保険条例(昭和34年条例第4号)による保険

旧				新			
	るもの		料に関する情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		るもの		料に関する情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
				改正附則 この条例は、公布の日から施行する。			

舞鶴市国民健康保険条例旧新対照表

旧	新
(徴収猶予) 第22条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1)から(4)まで (略) 2及び3 (略) 第27条 世帯主が、法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をしたとき、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない</u>ときは、10万円以下の過料に処する。	(徴収猶予) 第22条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月^(ただし、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1)から(4)まで (略) 2及び3 (略) 第27条 世帯主が、法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をしたときは</u>、10万円以下の過料に処する。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の第22条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正す

旧	新
	る法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

舞鶴市保育所条例旧新対照表

旧			新		
(名称、位置等)			(名称、位置等)		
第2条 保育所の名称、位置等は、次のとおりとする。			第2条 保育所の名称、位置等は、次のとおりとする。		
名称	位置	入所定員	名称	位置	入所定員
うみべのもり保育所	舞鶴市字浜2022番地	150人	中保育所	舞鶴市字余部下1062番地	200人
中保育所	舞鶴市字余部下1062番地	200人	改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 2及び3 (略)		

舞鶴市認定こども園条例旧新対照表

旧			新		
(名称、位置等) 第2条 認定こども園の名称、位置等は、次のとおりとする。			(名称、位置等) 第2条 認定こども園の名称、位置等は、次のとおりとする。		
名称	位置	入園定員	名称	位置	入園定員
舞鶴こども園	舞鶴市字円満寺100番地の4	93人	舞鶴こども園	舞鶴市字円満寺100番地の4	93人
			うみべのもりこども園	舞鶴市字浜2022番地	150人
			改正附則		
			(施行期日)		
			1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。		
			(準備行為)		
			2 第2条の規定による改正後の舞鶴市認定こども園条例第2条の表に規定するうみべのもりこども園の入園の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。		
			3 (略)		

舞鶴市保育所及び認定こども園使用条例旧新対照表

旧				新			
<u>別表(第5条関係)</u> 保育所等使用料表				<u>別表(第5条関係)</u> 保育所等使用料表			
保育所等の名称	使用料			保育所等の名称	使用料		
	昼間	夜間	昼夜連続		昼間	夜間	昼夜連続
	円	円	円		円	円	円
うみべのもり保育所	300	350	500	中保育所	300	350	500
中保育所	300	350	500	舞鶴こども園	300	350	500
舞鶴こども園	300	350	500	うみべのもりこども園	300	350	500
				改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、 公布の日から施行する。 2及び3 (略)			